

奈良県中小企業生産性向上支援補助金 公募要領

○申請期間

令和7年2月10日（月）17時まで（必着）

※ ただし、申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了いたしますので、あらかじめご了承ください。

※ 期間中に先着順で審査等を行います。

※ 受付期間内に、原則「奈良スーパーアプリ」の電子申請機能により提出してください。

○申請・問い合わせ先

奈良県 産業部 経営支援課 経営力向上係
〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL

0742-27-8131
（平日8時30分～17時00分
土日祝・年末年始を除く。）
※ 電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

FAX

0742-23-1396

交付要綱、公募要領及び様式は、
下記の県ホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.pref.nara.jp/66769.htm>

（ホームページ掲載箇所）
県庁ホームページ⇒組織からさがす
⇒本庁 産業部 経営支援課
⇒創業・経営分野⇒中小企業生産性向上支援事業



※ 奈良県中小企業生産性向上支援補助金については、奈良県中小企業生産性向上支援補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）のほか、本公募要領をご確認のうえ、申請等を行ってください。

1 事業の目的

「奈良県中小企業生産性向上支援補助金」は、物価高騰と人手不足に悩む中小企業等に対し省力化を支援するため、IoT、ロボットなど人手不足解消に効果がある設備投資に対する国の「中小企業省力化投資補助事業」（以下「国補助金」という。）に上乗せ支援することにより、中小企業等の賃上げ及び省力化を促進し、人手不足改善、生産性向上につながることを目的としています。

2 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の（1）の①から⑤のすべての要件に当てはまる者とします。

(1) 対象者の要件

- ① 国補助金の「中小企業省力化投資補助金交付規程」（令和6年6月24日規程令6第4号改正規程令6第11号）の別紙1に該当する事業者（以下「中小企業等」という。）であること。
- ② 奈良県内に事業所があること。
- ③ 令和7年1月31日までに国補助金の交付決定を受けて省力化製品を導入し、かつ、同日までに国補助金の額の確定通知を受けていること。
- ④ 県交付要綱第5条の規定による交付申請及び実績報告における直近1か月分の給与支給額を、令和6年3月と比べて2.5%以上増加させること。この場合における給与支給額は、全従業員（非常勤の従業員を含む。）に支払った給与（所定内給与をいい、賞与、福利厚生費、法定福利費及び退職金を除く。）をいい、役員報酬等を除く。
- ⑤ 脱炭素・水素社会実現に向けた啓発セミナー等に参加していること。

※①～⑤の詳細は以下をご確認ください。

- ① 国補助金「中小企業省力化投資補助金交付規程」（令和6年6月24日規程令6第4号改正規程令6第11号）の別紙1に該当する事業者（以下「中小企業等」という。）であること。

国補助金の補助対象者であることが要件となります。

詳しくは、国補助金HP掲載の「中小企業省力化投資補助金交付規程」の別紙1をご確認ください。

国補助金「中小企業省力化投資補助金交付規程」の別紙1

HP：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/download/>

【国補助金について】

IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

詳細はHP等をご確認ください。

<連絡先>

中小企業省力化投資補助事業コールセンター

ナビダイヤル：0570-099-660

IP電話等からの問い合わせ：03-4335-7595

お問合せ時間：9:30～17:30／月～金（土・日・祝日除く）

HP：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



② 奈良県内に事業所があること。

「事業所」とは、本社、支社等の事務所、営業所、工場、店舗等をいい、それらのいずれかが県内に所在し、当該事業所において、事業活動が行われている必要があります。

県内に事業所を有し、県内の事業所で省力化製品（※）を導入する必要があります。

・補助対象となる例

○県外に本社のある企業が、県内の事業所に省力化製品を導入する。

（県内の事業所に導入した省力化製品のみが補助の対象となります。）

・補助対象とならない例

×県内に本社のある企業が、県外の事業所のみで省力化製品を導入する。

（※）省力化製品とは国補助金の対象となるカタログに登録された汎用製品

③ 令和7年1月31日までに国補助金の交付決定を受けて省力化製品を導入し、かつ、同日までに国補助金の額の確定通知を受けていること。

④ 県交付要綱第5条の規定による交付申請及び実績報告における直近1か月分の給与支給額を、令和6年3月と比べて2.5%以上増加させること。この場合における給与支給額は、全従業員（非常勤の従業員を含む。）（※）に支払った給与（所定内給与をいい、賞与、福利厚生費、法定福利費及び退職金を除く。）をいい、役員報酬等を除く。

所定内給与とは、所定外労働給与以外のものをいい、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）は含まれません。

給与支給額を増加させる時期は、令和6年4月1日から県の交付申請及び実績報告（令和7年2月10日）までの間です。

（※）賃上げ前（令和6年3月）時点（以下「賃上げ前」という。）の賃金台帳に記載のある全ての従業員（パートやアルバイト等を含む）を対象とします。ここでいう全ての従業員とは、賃上げ前の賃金台帳及び賃上げ後の賃金台帳の両方に記載された者をいいます。ただし、次の①、②に当てはまる従業員は、対象外とします。

- ① 賃上げ前後の賃金台帳において、賃金形態が変更となっている者（時給→日給など）
- ② その他賃上げ増加率算出の対象から除外することを知事が認める者

対象となる従業員ひとりひとりについて給与支給額を2.5%以上増加したことを確認します。

県外に本社のある企業が、奈良県内の事業所に省力化製品を導入する場合は、省力化製品を導入する奈良県内の事業所の従業員のための報告で構いません。

県への交付申請及び実績報告時までの間のみ賃金を引き上げ、本報告以降に賃金を引き下げることは認められません。

⑤ 脱炭素・水素社会実現に向けた啓発セミナー等に参加していること。

以下のいずれかのセミナーの参加を要件とします。

- ・奈良県が実施する脱炭素やSDGsセミナー等への参加
- ・国（環境省等）が実施する脱炭素セミナー等への参加
- ・国または県が後援の民間が実施する脱炭素セミナー等への参加
- ・上記に参加できずやむを得ない場合は、過去に開催された同内容の動画視聴も可能とします。

対象セミナーの例を県ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

HP：<https://www.pref.nara.jp/66820.htm>

(2) 対象外となる者

次に掲げる者は、補助金の交付対象者となりません。

- ① 県税を滞納している者（※）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者
- ⑥ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者
- ⑦ その他補助金を交付することが不相当であると知事が認める者

※ 県税の納税状況について、担当部署に確認することがあります。

3 補助対象経費等

本補助金の補助対象経費は、補助金の交付の対象となる事業者が事業を実施するのに要する経費（国補助金の補助対象経費）であり、その補助率及び補助上限額については以下の表のとおりとします。

従業員数	国補助金		奈良県中小企業生産性向上 支援補助金		
	補助率	補助上限額 (大幅な賃上げを行う場合)	補助率	補助上限額 ※	補助対象経費
5人以下	1/2以下	200万円 (300万円)	国補助金 額の確定額の 1/2以下	100万円 (150万円)	国補助金の 補助対象経費
6～20人		500万円 (750万円)		200万円 (200万円)	
21人以上		1,000万円 (1,500万円)			

※国補助金において「大幅な賃上げを行う場合」に該当し、（ ）内の補助上限が適用された場合は、県補助金においても（ ）内の補助上限額を適用します。

国補助金の交付の対象について、

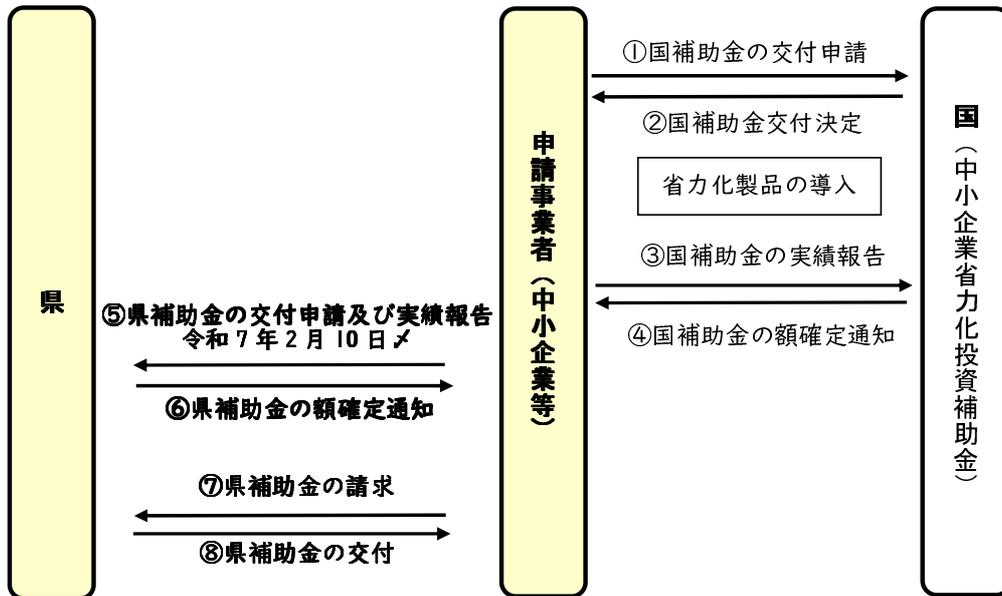
詳しくは、国補助金HP掲載の「中小企業省力化投資補助事業 公募要領」の「2-2. 補助対象経費」をご確認ください。

「中小企業省力化投資補助事業 公募要領」

HP：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/download/>

4 申請手続

【申請の流れ】



(1) スケジュール

受付期間	令和7年2月10日(月)17時まで(必着)
交付決定及び額の確定	期間中に先着順で審査等を行います。

		(国) 中小企業省力化投資補助金		(県) 中小企業生産性向上支援補助金
		第1回	随時	
令和6年度	7月			
		申請〆切(19日)		
	8月		受付開始(9日)	
		採択決定		
	9月			
	10月	納品	採択決定(随時)	
	11月	実績報告	納品	
	12月	額の確定	実績報告額の確定	採択決定(随時)
	1月			納品 実績報告 額の確定
2月	1/31までに国補助金の額の確定通知を受けていること			2/10申請〆
3月				県より補助金交付決定・支払

Additional notes in the table:

- A dashed arrow points from the "国補助金の額の確定通知を受けて、県補助金へ申請" (Received national subsidy amount determination notification, apply for prefectural subsidy) box in the 12th month to the "2/10申請〆" (Application deadline Feb 10) box in the 2nd month.

(2) 問合せ窓口

名称	奈良県 産業部 経営支援課 経営力向上係
住所	〒630-8501 奈良市登大路町30
ホームページ	https://www.pref.nara.jp/66769.htm
電話	0742-27-8131 平日8時30分～17時00分、土日祝・年末年始を除く。

(3) 申請書類の提出方法

受付期間内に、原則「奈良スーパーアプリ」の電子申請機能により提出してください。

詳しくは、別紙「奈良県中小企業生産性向上支援補助金 奈良スーパーアプリ申請マニュアル」をご覧ください。

なお、提出が「奈良スーパーアプリ」の電子申請により難しい場合は、郵送による提出も可能とします。

(4) 交付申請及び実績報告の提出書類

提出書類	注意事項
奈良県中小企業生産性向上支援補助金交付申請書及び実績報告書【第1号様式】	様式はHPよりダウンロードしてください。 押印を省略しています。そのため、本人確認のため記載の問合せ先にご連絡させていただくことがあります。 本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請・報告してください。ただし、申請・報告時において消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。
国補助金にかかる書類の写し	・ 交付申請書類 ・ 交付決定通知 ・ 実績報告書類 ・ 額の確定通知

誓約書【第2号様式】	様式はHPよりダウンロードしてください。
賃金増加率計算表【第3号様式】	様式はHPよりダウンロードしてください。
賃金増加率計算表対象外従業員一覧【第4号様式】	様式はHPよりダウンロードしてください。
賃上げ前（令和6年3月）1か月分の賃金台帳の写し	
県への交付申請及び実績報告時における直近1か月分の賃金台帳の写し	
脱炭素・水素社会実現に向けた啓発セミナー等参加報告書【第5号様式】	様式はHPよりダウンロードしてください。
脱炭素・水素社会実現に向けた啓発セミナー等への参加を証する書類	参加されたセミナーの参加証、次第、プログラムなど参加を証する書類、またはセミナーの内容が分かる書類を提出してください。
口座振替申出書兼相手方登録依頼書	様式はHPよりダウンロードしてください。
その他知事が必要と認める書類	必要に応じて書類をご提出いただく場合があります。

奈良スーパーアプリでアップロード可能なファイル形式は、エクセル（xls、xlsx）、ワード（doc、docx）、パワーポイント（ppt、pptx）、PDF（pdf）、画像（jpg、jpeg、png）、テキスト（txt）です。

(5) 交付決定及び額の確定

提出された申請書類を審査の上、交付決定及び額の確定を行います。

提出内容及び提出書類に不備がないことを県が確認した時点で受理となり、提出書類を受理してから交付決定及び額の確定通知まで、通常1か月程度を要します。

提出書類の内容について、電話やメール等で問い合わせる場合があります。

(6) 補助金の交付請求について

(5)により通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、「請求書」（第7号様式）を知事に提出してください。

5 重要説明事項

(1) 実地調査について

補助事業の完了後に、県が実施調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

(2) 関係書類の整理・保存について

補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間

保存しなければなりません。

(3) 補助事業者が遵守しなければならない補助条件について

- ・国補助金によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）であって一件当たり50万円以上のものは、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはなりません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではありません。
- ・財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ってください。
- ・知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合であって、知事が必要と認めるときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。
- ・補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還することとなります。

(4) 交付決定の取消しについて

補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また取消した場合には、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付した補助金を返還していただくこととなります。

- ・知事が別に定める期日までに補助金が請求されなかったとき。
- ・国補助金が何らかの事由により支払われなかったとき。
- ・国補助金の交付決定の取り消し等があったとき。
- ・県交付要綱第8条の規定により知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 国補助金の返還等について

補助事業者は、次のいずれかによる国補助金の返還又は国補助金相当額の納付を行ったときは、奈良県中小企業生産性向上支援補助金返還等届出書（第8号様式）により、速やかに報告してください。また本報告があった場合は、この補助金の全部又は一部を返還していただくこととなります。

- ・消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- ・国の交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- ・取得財産の処分に伴う国補助金の返還
- ・取得財産等の処分に伴う収入の納付に伴う国補助金相当額の納付
- ・収益納付に伴う国補助金相当額の納付